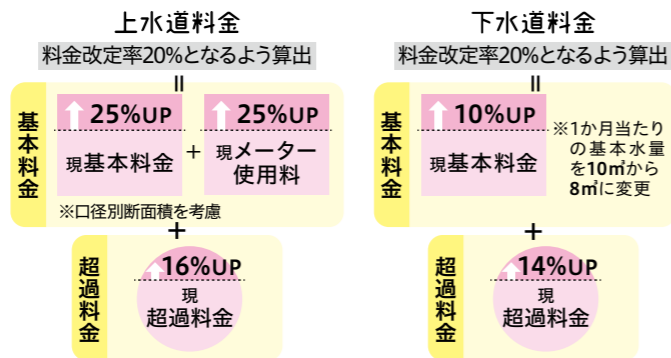


使用者からの料金等をもとに運営している上水道・下水道。その現状と、料金適正化に向けて今後開催される審議会の内容などをシリーズでご紹介します。

上水道・下水道の

1月25日(木)、向原生涯学習センターみらいにて『第3回上下水道料金審議会』が開催されました。第2回審議会で示された、「上下水道料金改定率20%値上げの方針」とも質疑、検討が行われ、右の内容で市長への料金体系の答申案を作成することが確認されました。詳細はホームページに記載しています。



第3回 上下水道料金審議会

vol. 7

今回のテーマは

今、そしてこれから

● 今回の主な質疑 ●

Q.1か月当たりの基本水量を8㎡にした理由は?

A.一人当たりの1日平均使用水量が約250ℓで1か月に換算すると7.5㎡となるからです。

Q.基本水量(基本料金)を引き上げて料金収入の底上げ(固定収入の増加)を図ったほうが良いのでは?

A.使用水量の少ない独居世帯等の料金引き上げが大きくなりすぎるなど、弊害が生じます。今回は全体で20%の料金改定率を目標とするため、平均使用量を基準とすることとしています。

第4回 上下水道料金審議会

日時 3月22日(木) 15時30分から 場所 向原生涯学習センターみらい

上下水道課 業務係 電話・お太助フォン 47-1203 47-1206



平成30年4月

教育委員会事務局 教育総務課 学校統合推進室 お太助フォン 42-0049

新しい小学校が誕生します

小学校の統合により、平成30年春に新しい小学校が2校誕生します。ここでは『学校規模適正化推進計画』の策定からこれまでの取り組み、平成30年4月の開校式までをシリーズでお伝えします。

第4回 各小学校で統合に向けた準備が進行中

新しい小学校の開校も目前です。各小学校では統合に向けた準備が着々と進んでいます。校舎の新築・増築、設備の改修、校歌の制作、登下校の練習など、学校、児童、保護者が一体となって、新しい学校生活に向けて動き始めました。

● 登下校練習・経路点検

4月に統合する小田小学校、小田東小学校では、2月1日(木)、22日(木)に登下校の練習が行われました。小田小学校の児童はスクールバスで、小田東小学校の児童は徒歩で、それぞれの地域から新たに甲田小学校になる甲立小学校に登校しました。八千代地区の刈田小学校でも2月21日(水)にスクールバスの乗車(通学)体験が行われたほか、スクールバスの乗降場所までの経路点検が保護者により実施されました。



保護者による経路点検の様子



スクールバスの予行練習

● 校舎の増改築・設備の改修

児童たちを迎え入れる学校側の準備も進んでいます。甲田小学校になる甲立小学校には2階建ての増設校舎が完成。各小学校で、トイレの洋式化やエアコン設置などの改修工事が行われています。



増設校舎にはPC室や図工室などを備えています

● 校歌

甲田小学校の校歌は甲田町の小学校に所縁のあるシンガーソングライター二階堂和美さん、八千代小学校の校歌は安芸高田市在住の梶原美智子さんが作詞・作曲を担当。これから先を見据えた、普遍的で永く愛される校歌が完成しました。

退職後の国民年金手続き

60歳未満の方は、退職後に国民年金に加入するための手続きが必要となり、退職した方に扶養されていた60歳未満の配偶者についても、同様に国民年金の手続きが必要となります。(厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入することになります)

この手続きを行わなかった場合、年金額の減少や年金そのものの受け取りができなくなる場合がありますので、必要な手続きを行ってください。

《手続き方法》

■ 国民年金の第1号被保険者となる方

退職日の翌日から14日以内に離職票等(退職したことが分かるもの)と「年金手帳等基礎年金番号がわかるもの」をお持ちのうえ、年金事務所、またはお近くの市役所本庁・各支所で手続きをしてください。

(退職後、厚生年金保険の適用事業所に再就職されなければ、60歳未満の方は国民年金の第1号被保険者になります)

■ 国民年金の第3号被保険者となる方

被扶養者に該当した日から14日以内に、配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所に事業主(健康保険組合の場合は組合)経由で、非課税証明などの「収入確認のための書類」と「年金手帳または基礎年金番号通知書」を添付のうえ、届書の提出をしてください。年金手帳等は事業主が届書に基礎年金番号や氏名が正しく記入されていることを確認すれば、添付を省略することができますが、氏名変更を伴う場合は省略することができません。

(退職後、厚生年金保険に加入されている被保険者の扶養になる20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者になります)

■ 60歳以上の方

60歳以上の方でも老齢給付の受給資格期間が不足している場合など、任意で国民年金に加入できる場合があります。

詳しくは年金事務所またはお近くの市役所本庁・各支所にお問い合わせください。

三次年金事務所 ☎0824-62-3107

【法務局】 人権問題に関する相談窓口 (無料相談・秘密厳守)

法務局では、人権問題に関する相談窓口を開設しています。

《常設相談所》

三次市三次町1074番地 広島法務局三次支局

時月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分

《電話相談》

① 人権に関わる問題(みんなの人権110番)

☎0570-003-110

② DV、セクハラなど女性の人権(女性の人権ホットライン)

☎0570-070-810

③ いじめ、虐待など子どもの人権(子どもの人権110番)

☎0120-007-110

時月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分

※②③は、上記時間外は留守番電話

《インターネット相談》

・インターネット人権相談受付窓口

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

・モバイル人権相談受付窓口(携帯版)

<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



モバイル人権相談受付窓口QRコード

《外国人のための人権相談所》

広島法務局内人権相談室

(広島市中区上八丁堀6番30号)

時月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分(予約制)

通訳言語: 英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語

☎広島法務局人権擁護部 ☎082-228-5792

《Human Rights Counseling Office For Foreigners》

Hiroshima Legal Affairs Bureau

(6-30 Kamihacchobori Naka-ku Hiroshima-shi)

From Monday to Friday(Excluding public

holidays,the year-end and New Year

holidays)8:30~17:15(Reserve in advance)

English/Portuguese/Spanish/Tagalog

All sessions are free and confidentiality is

strictly enforced.

広島法務局三次支局 ☎0824-62-5070